

各位

会 社 名 東 和 メ ッ ク ス 株 式 会 社 代表者名 代表取締役会長兼社長 村田 三郎 (コード番号 6775 東証第2部) 問合せ先 常務取締役経営管理本部長 山口 和男 電話番号 03-5684-2321

内部統制システム構築の基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成20年5月9日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改正後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営理念に則った役職員がとるべき行動の基準・規範を示した「倫理規範」を制定し、 代表取締役社長がその精神を全社に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理 の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- ② コンプライアンス統括責任者として代表取締役社長を任命し、経営管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- ③ 監査役はコンプライアンスの状況を監査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 「内部通報制度規程」を制定し、使用人が法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、 速やかに社内に設置する窓口に通報・相談するシステムとして、「東和メックス株式会社 ホットライン」を整備する。
- ⑤ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況については、当社は反社会的 勢力や団体に対して毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を遮断いたします。「倫理 規範」にその旨を明文化し、当社役職員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行 政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊 密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備してまいります。
- ⑥ 当社は、金融商品取引法及びその他の法令の定めに従って、財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき適正に保 存管理する。

- ② 取締役、監査役、会計監査人等から閲覧の要請があった場合に備え、本社において速やかに閲覧が可能となるよう体制を整備する。
- ③ 取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。
- ④ 「情報セキュリティ方針」等を制定し、情報管理に努める。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する総括責任者に代表取締役社長を任命し、各部門担当取締役または執行役員とともに、それぞれの部門に関するリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規則」「経理規程」「売掛債権管理規程」等に加え、「リスク管理規程」を新たに制定する。
- ② リスク管理を統括する部門は経営管理本部とし、各部門においては担当職務の業務内容を整理し、内在するリスクを把握・分析・評価した上で、関連規程に基づきマニュアル、ガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制の整備を図る。
- ③ 不測の事態が発生した場合の手続きを含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適正な対応 を行い、損失を最小限度にとどめる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則として月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する重要事項について迅速かつ的確な意思決定を図るとともに、各部門を担当する取締役相互の情報の共有化とその業務執行の監督等を行う。また、決裁に関する「決裁権限および決裁書類取扱規程」において、取締役決裁、社長決裁等の決裁権限を定め、効率的に職務が行われる体制を確保する。
- ② 取締役会は、中期経営計画及び年次経営計画を策定し、代表取締役及び各部門担当取締役及び執行役員は部門の目標達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。

5. 子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役または監査役を当社から派遣し、取締役は子会社の取締役の職務執行を 監視・監督し、監査役は子会社の業務執行状況を監査する。また、定期的に子会社の代 表取締役より業務執行状況を当社取締役会において報告する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき子会社を含めたコンプライアンス体制、リスク管理体制を 整備するとともに、内部通報制度の子会社への適用及び当社の内部監査部門にて子会社 の業務監査を実施する。
- ③ 当社及び子会社の内部統制の仕組みを見直すとともに、業務プロセスの文章化・評価、 リスクコントロール並びに内部統制システムの更なる整備を進める。

- 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関す る体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 現在監査役の職務を補助する使用人はいないが、監査役から求められた場合には、監査 役と協議の上設置することとする。
 - ② 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事異動、人事評価及び懲戒処分は、監査役会の同意を得なければならないものとする。
- 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 経営管理本部担当取締役が重要事項について、各部門より定期的に報告を受けた上で、 監査役会において報告する。
 - ② 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務執行状況を報告する。また、取締役は 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行 為を認知したときは直ちに監査役会に報告する。
 - ③ 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見 交換を行う。
 - ④ 監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、 必要に応じて会計監査人に報告を求める

以上